

保護者様

亀山市立亀山東小学校

台風時【暴風（暴風雪）警報、レベル4危険警報、レベル5特別警報】における措置について

1. 亀山市に暴風（暴風雪）警報およびレベル4危険警報、レベル5特別警報が発令されているとき

登校させないでください。

2. 亀山市において、暴風（暴風雪）警報およびレベル4危険警報が解除された場合

午前7時までに解除された場合	◎保護者が安全を確認の上、通常通り登校させてください。
午前7時以降 午前8時30分までに解除された場合	◎保護者が安全を確認の上、速やかに登校させてください。 ・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにしません。 ・簡易給食で授業を行います。
午前8時30分以降 午前11時までに解除された場合 ・学校の指示に従ってください。 ・教職員の巡回、地区委員さんからの情報等を集めて、通学路等の安全を確認します。それまでは自宅待機し、学校よりの指示を待ってください。	◎「つながる連絡（LINE）」により授業対応の連絡をします。 ・連絡内容に従い保護者が安全を確認の上、登校させてください。 ・学校到着が遅れても「遅刻」扱いにしません。 ・午前中に授業を開始する場合は、簡易給食で授業を行います。

3. 亀山市において、午前11時の時点で暴風（暴風雪）警報およびレベル4危険警報が解除されない場合

登校させないでください。（休業日とします）

4. 登校途中で、亀山市に暴風（暴風雪）警報およびレベル4危険警報、レベル5特別警報が発令された場合

速やかに帰宅させます。

※教職員の巡回指導、「つながる連絡（LINE）」での連絡等で対応します。

※保護者の方も、登校途中での警報発令を注意して頂き、場合によっては、通学路へ出向いて頂き、安全に帰宅するために迎えに行っておいてください。

5. 始業後に、亀山市に暴風（暴風雪）警報およびレベル4危険警報、レベル5特別警報が発令された場合

直ちに授業を中止して、速やかに帰宅させることを原則として対応します。

ただし、帰宅させることが危険と判断される場合は、児童を学校に待機させ、様子を見てから帰宅させることとします。「つながる連絡（LINE）」でお知らせします。

6. その他

- ・ 地区により登下校の条件が異なりますので、暴風（暴風雪）警報および警戒レベル4以上の防災気象情報が発令されていなくても、強風、大雨洪水、雷等による危険が予想される場合は、地区委員さんとも連絡をとり、適切な措置を講じます。
- ・ システム障害等で「つながる連絡（LINE）」で連絡できない場合は、地区委員さんからの連絡網でお知らせします。
- ・ 休校になった場合の翌日の時間割や準備物については、学校より「つながる連絡（LINE）」やロイロノート等を用いて連絡します。